

岐阜市消防訓練時等安全管理要綱

(昭和 60 年 8 月 27 日決裁)

改正 平成 20 年 3 月 31 日決裁

改正 平成 24 年 2 月 1 日決裁

目次

第 1 章 総則

第 2 章 安全管理体制

第 1 節 大規模訓練時における安全管理体制

第 2 節 通常訓練時における安全管理体制

第 3 節 簡易訓練時における安全管理体制

第 3 章 安全管理業務

第 4 章 記録等

附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この要綱は、岐阜市消防安全管理規程（昭和 60 年岐阜市消防本部訓令乙第 2 号）第 10 条の規定に基づき、訓練時の安全管理に関する必要な事項を定め、事故防止に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大規模訓練 2 以上の消防署が合同で実施する訓練で、消防長が別に定めるものをいう。
- (2) 通常訓練 大規模訓練及び簡易訓練以外の訓練で、消防長が別に定めるものをいう。
- (3) 簡易訓練 個人技能練成訓練（個人が技能を習得するために行う訓練をいう。）等で、消防長が別に定めるものをいう。

(訓練の計画的実施)

第 3 条 消防長又は所属長は、訓練を安全、確実に実施できるよう年間計画及び月間計画をたて、計画的に実施するよう努めなければならない。

(所属長の責務)

第 4 条 所属長は、消防における訓練の重要性を十分認識するとともに、安全管理の責任者として訓練時の事故防止に努めなければならない。

第 2 章 安全管理体制

第 1 節 大規模訓練時における安全管理体制

(統括安全主任者等)

第 5 条 大規模訓練を実施する場合は、当該訓練の安全を確保するため、統括安全主任者、大規模訓練時の安全主任者（以下「大規模訓練安全主任者」という。）及び保安員を置かなければならない。

- 2 統括安全主任者は統括訓練指揮者以外の署長を、大規模訓練安全主任者は消防司令補以上の階級にある者から統括安全主任者が指名する者をもって充てる。
- 3 保安員は、統括安全主任者が指名する者をもって充てる。
- 4 前 3 項の統括安全主任者、大規模訓練安全主任者及び保安員の配置は、訓練計画に定めるものとする。

(統括安全主任者の職務)

第 6 条 統括安全主任者は、大規模訓練時において大規模訓練安全主任者及び保安員を指導監督するとともに、当該訓練の安全管理について統括し、統括訓練指揮者を補佐する。

(大規模訓練安全主任者の職務)

第 7 条 大規模訓練安全主任者は、大規模訓練時における安全管理の推進者として、統括安全主任者を補助するとともに、次に掲げる事務を掌理する。

- (1) 訓練計画における安全管理に関すること。
- (2) 訓練場所（施設）及び使用資器材の点検に関すること。
- (3) 訓練時の監視及び事故防止に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、訓練時の安全管理に関すること。

(保安員)

第 8 条 保安員は、統括安全主任者及び大規模訓練安全主任者の指示を受け、訓練時の安全管理に関する事務を補助する。

第 2 節 通常訓練時における安全管理体制

(安全主任者等)

第 9 条 通常訓練を実施する場合は、安全主任者及び必要に応じ保安員を置かなければならない。

- 2 安全主任者は、消防署にあっては消防司令補以上の階級にある者から署長が指名する者を、分署にあっては当直責任者（岐阜市消防本部及び消防署の処務及び服務に関する規程（昭和 62 年岐阜市消防本部訓令乙第 2 号）第 39 条の規定による当直責任者をいう。）が指名する者をもって充てる。
- 3 保安員は、安全主任者が指名する者をもって充てる。
- 4 前 3 項の安全主任者及び保安員の配置は、訓練計画に定めるものとする。

(安全主任者の職務)

第 10 条 安全主任者は、通常訓練時において、保安員を指導監督し、当該訓練

の安全管理について統括するとともに、第7条各号に掲げる事項を掌理する。

(保安員の職務)

第11条 保安員は、安全主任者の指示を受け訓練時の安全管理に関する事務を補助する。

第3節 簡易訓練時における安全管理体制

(安全主任者)

第12条 簡易訓練を実施する場合は、必要に応じ安全主任者を置かなければならない。

2 安全主任者は、当直責任者が指名する者をもって充てる。

第3章 安全管理業務

(訓練計画)

第13条 消防長又は所属長は、大規模訓練又は通常訓練を実施する場合は、統括訓練指揮者又は訓練指揮者にあらかじめ訓練計画（様式第1号）を作成させなければならない。

2 訓練計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 訓練の日時
 - (2) 訓練の種目
 - (3) 訓練計画作成者の職（階級）氏名
 - (4) 訓練の目標及び内容
 - (5) 訓練指揮者名（大規模訓練にあっては、統括訓練指揮者名及び訓練指揮者名）
 - (6) 安全主任者名（大規模訓練にあっては、統括安全主任者名及び大規模訓練安全主任者名）及び当該訓練におけるそれぞれの任務分担
 - (7) 保安員名
 - (8) 訓練場所及び使用資機材
 - (9) 訓練参加職員数
 - (10) 訓練時における安全管理に関する事項
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、必要と認められる事項
- 3 総括訓練指揮者又は訓練指揮者は、前項に定める訓練計画の内容のうち安全管理に関する事項（以下「安全管理計画」という。）については、統括安全主任者又は安全主任者と協議し作成しなければならない。
- 4 総括訓練指揮者は、大規模訓練時に配置し、当該訓練を主管する課長又は署長をもって充てる。
- 5 訓練指揮者は、大規模訓練時及び通常訓練時において配置するものとする。
- (安全管理計画)

第14条 総括安全主任者、大規模訓練安全主任者又は安全主任者は、前条に定

める安全管理計画に従い安全管理業務を円滑に実施するため、訓練の実施前、実施中及び実施後の3段階に区分した安全管理事項を定めるとともに、安全点検表（様式第2号）を作成しなければならない。

（訓練前計画）

第15条 総括訓練指揮者又は訓練指揮者は、訓練を実施する場合は、訓練の内容、方法等の説明を十分行うとともに、展示、個人指導等必要な教育を行わなければならない。

（統括訓練指揮者及び訓練指揮者の措置）

第16条 総括訓練指揮者及び訓練指揮者は、訓練時において職員を直接指揮監督する者として安全管理計画に十分留意し、訓練計画に沿った訓練を実施するとともに、常に訓練の実施状況を的確に把握し、職員の事故防止に努めなければならない。

（統括安全主任者、大規模訓練安全主任者及び安全主任者の措置）

第17条 総括安全主任者、大規模訓練安全主任者及び安全主任者は、第13条に規定する安全管理計画及び第14条の規定により作成する安全点検表に従い、当該訓練が安全確実に実施されるよう監視するとともに、改善すべき事項を認めた場合は、統括訓練指揮者又は訓練指揮者に改善措置を具申しなければならない。

2 前項の場合において、公務災害発生の急迫した危険があるときは、職員に対し直接訓練の中止等必要な措置を講ずることができる。

（職員の職務等）

第18条 職員は、訓練を通じ厳正な規律の確保及び適切な部隊行動並びに必要な消防技術の習得に励むとともに、自己管理を基本とした責任感及び相互信頼感を堅持し、訓練時の事故防止に努めなければならない。

2 職員は、総括訓練指揮者及び訓練指揮者の安全管理上の指示に従わなければならぬ。

（訓練終了後の検討）

第19条 総括訓練指揮者又は訓練指揮者及び統括安全主任者、大規模訓練安全主任者又は安全主任者は、必要に応じ訓練終了後、訓練参加員の一部又は全員の参加を求め、事後検討を行なわなければならない。

第4章 記録等

（記録等）

第20条 総括訓練指揮者又は訓練指揮者は、次に掲げる訓練に関する記録を整備し、必要に応じ消防長又は所属長に報告しなければならない。

- (1) 訓練計画に関する記録
- (2) 訓練の実施に関する記録

- (3) 訓練中の事故に関する記録
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、訓練に関する記録
- 2 統括安全主任者、大規模訓練安全主任者又は安全主任者は、次に掲げる訓練の安全管理に関する記録を整備し、必要に応じ消防長又は所属長に報告しなければならない。
- (1) 訓練において講じた安全管理上の措置に関する記録
 - (2) 安全点検表に関する記録
 - (3) 事後検討に関する記録
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、訓練における安全管理に関する記録
(補則)

第21条 この要綱を実施するにあたり必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和60年8月27日から施行し、昭和60年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年2月1日から施行する。